

〈研究論文〉

## マカオの責任あるギャンブル (RG) 政策に学ぶ 日本IRのギャンブル依存症対策設計

于 航 ・ 坂 井 岳 志<sup>1</sup> ・ 平 澤 修 司<sup>1</sup>

### 【要旨】

本研究は、世界最大のカジノ集積地マカオにおけるギャンブル依存症対策の実態を、9月に実施したマカオ政府社会工務局一志毅軒、職工之家、逸安社、マカオ理工大学等へのインタビューと先行研究を通じて分析し、日本への示唆を導くものである。マカオでは、①入場年齢引き上げや従業員賭博禁止、自己・第三者申請による自己排除制度などの法規制、②家族を含む無料相談・医療連携と専門資格による高度なカウンセリング体制、③学校での金融教育や大学・地域・職場を通じた予防啓発、24時間ホットライン・アプリ・情報キオスク等による低敷居の支援、④政府資金によるNGO委託と企業・大学を巻き込んだ産官学民ネットワークが、統合的に機能している。その結果、住民のギャンブル参加率と依存症有病率は長期的に低下している。日本に対しては、IRを含むギャンブル環境全体を視野に、年齢・職業規制と自己排除の実効化、学校教育への体系的な組み込み、24時間相談・アウトリーチの拡充、民間団体・事業者・研究機関との恒常的協働枠組み構築が重要であることを示した。

キーワード：責任あるギャンブル (RG)、ギャンブル依存症、自己排除制度、キオスク、マカオ

### 1. はじめに

#### 1.1 研究背景

ギャンブルへの過度な傾倒は本人の経済破綻のみならず、家庭崩壊や犯罪誘発など深刻な社会問題を引き起こす可能性が指摘されており、国際的に重大な公衆衛生上の課題である。日本においては長年パチンコ等が日常化している影響もあり、過去の全国調査では数百万人規模のギャンブル依存が推計され社会問題化した。こうした中、2018年にIR（統合型リゾート）実施法が成立し日本でのカジノ導入が決定すると、ギャンブル等依存症対策基本法（2018）も制定され、政府は基本計画の策定や各種対策の推進に乗り出した。日本にとって、カジノ解禁に伴う新たなギャンブル依存リスクへの対処は喫緊の政策課題である。

一方、マカオは世界最大のカジノ集積地として急成長してきた地域であり、「ギャンブル依

存型経済」からの脱却と持続可能な都市への転換を図る中で、ギャンブル依存症対策にも先進的に取り組んできた。2002年のカジノライセンス自由化以降、外資参入と観光客急増によりマカオ経済は飛躍的發展を遂げたが、その裏で問題賭博による社会的影響も無視できないものとなった。マカオ政府は2009年に専門の責任あるギャンブル（Responsible Gambling, RG）政策を策定して関係部局横断のタスクフォースを設置し、多角的な依存症対策を開始した。政策導入以降、マカオ住民のギャンブル参加率は2003年の67.9%から2022年に30.1%へと低下し、ギャンブル依存症率も2007年の6.0%をピークに2022年には0.45%まで大幅減少する成果が報告されている（図1）。このようにマカオは世界でも例を見ない水準でギャンブル依存問題を抑制することに成功している地域として注目される。

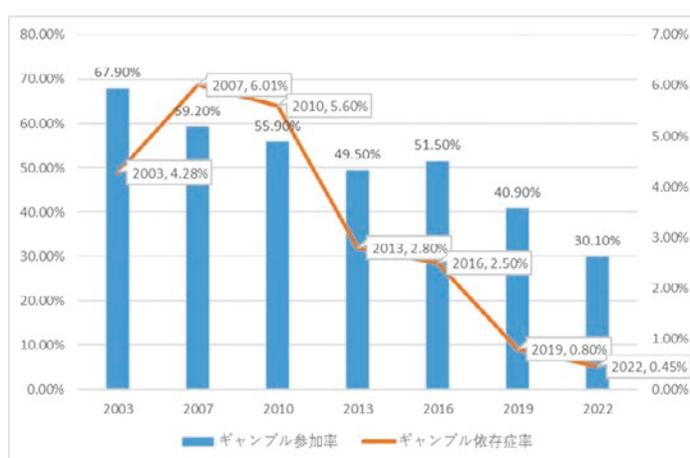


図1 マカオ住民のギャンブル参加率とギャンブル依存率の推移

(注) マカオ大学博彩研究所『マカオ住民ギャンブル活動参加度調査研究2022』等資料より筆者作成

本研究では、マカオにおけるギャンブル依存症対策の具体策を学術的視点から整理し、その日本への示唆を導出することを目的とする。

## 1.2 研究課題・本稿の位置づけ

本稿の研究課題（Research Questions）は、①マカオにおける責任あるギャンブル（Responsible Gambling: RG）政策の中核要素は何か、②それらは法制度・支援・教育・官民連携としてどのように相互補完的に機能しているのか、③日本のIRを含むギャンブル環境に適用する際の設計論点と実装条件は何か、である。本稿の新規性は、2025年9月の現地ヒアリングにより行政・NGO・研究機関の一次情報を横断的に収集し、制度と現場運用を統合フレームで整理したうえで、日本の制度設計論点に落とし込んだ点にある。なお、本稿ではDSM-5の診断名 Gambling Disorderを「ギャンブル障害」とし、政策文脈で一般に用いられる「ギャンブル依存症」は同義として扱う。

### 1.3 研究目的

本研究の目的は、マカオ特別行政区におけるギャンブル依存症対策の事例・現地調査及び関係部署へのインタビュー調査結果を分析し、得られた知見から日本の制度設計・政策への示唆を提言することである。具体的には、マカオで実施されている法制度上の規制、家族支援や心理ケアの取り組み、教育・予防活動、さらに官民協働の枠組みについて詳細に検討する。これらを踏まえ、日本におけるギャンブル等依存症対策（特に今後開業予定のIRに関連した対策）の強化に資する示唆を導くことを目指す。

### 1.4 研究方法

本研究では文献調査と現地ヒアリング調査を組み合わせた質的分析を行った。まず先行研究や統計資料を通じて日本とマカオ双方のギャンブル依存症に関する基礎データや既往の対策枠組みを整理した。次に、2025年9月25日～26日にマカオ現地で関係機関への聞き取り調査（インタビュー）を実施し、実務者の知見を収集した。インタビュー対象は、ギャンブル依存症対策に従事する主要組織である「職工之家」（カジノ従業員を対象とした専門センター）、マカオ政府社会工務局（IAS）の問題賭博予防・治療課（通称「志毅軒」）、民間の逸安病態賭博カウンセリングセンター（通称「逸安社」）、およびマカオ理工大学の研究者グループである。各機関で担当者・専門家への半構造化インタビューを行い、法制度・支援施策の現状や課題、日本への提言について示唆を得た。収集した質的データは逐語録やメモをもとに内容分析し、カテゴリー（法制度、家族支援、教育・予防、官民連携等）ごとに統合・解釈を行った（表1）。こうした一次情報に、公表されている統計値や報道資料を照合し、裏付けを取ることで分析の信頼性を高めた。

表1 ヒアリング調査の概要（機関単位）

実施日	機関（略称）	位置づけ	対象（概要）	方法	記録・倫理配慮
2025/9/25	職工之家	NGO（産業特化）	カジノ従業員・家族支援	半構造化インタビュー	個人が特定されない形で整理（機関単位）。引用範囲は公開可能情報に限定。
2025/9/26	IAS（志毅軒）	政府（福祉）	問題賭博の予防・治療担当部門	半構造化インタビュー	同上
2025/9/26	逸安社	民間NPO	相談・治療・人材育成（CGC等）	半構造化インタビュー	同上
2025/9/26	マカオ理工大学	研究機関	調査・評価（RG指標等）	半構造化インタビュー	同上

（注）発言内容は要旨・本文の分析カテゴリー（法制度／支援・治療／教育・予防／官民連携）に沿って統合し、内容分析により筆者作成

## 1.5 先行研究

ギャンブル依存症に関する国際的研究では、その有病率は一般人口の0.2～5%程度と報告され、多くの国で青少年や特定集団におけるリスクの高さが指摘されている。特にカジノを含む商業的ギャンブルが集中する地域では、アクセスの容易さが依存症増加に寄与するとの知見がある。一方で近年、各国は「責任あるギャンブル (RG)」の概念に基づく予防策を推進しており、自己排除制度、年齢制限、広告規制、教育啓発など多面的な介入が取られている。例えばシンガポールではカジノ入場料徴収や入場回数制限を導入し一定の効果を上げていることが報告される。

マカオに関する先行研究としては、Fong (2019) は2003年時点で4.4%あったマカオ住民のギャンブル障害有病率(病的賭博1.8%+問題賭博2.6%)が長期的対策により2016年には2.5%へ低減したと述べ、官民連携によるRG推進の有効性を指摘した。さらに2020年代に入り、University of MacauとIASによる最新調査で有病率0.5%未満への低下が確認されており、マカオは世界でも突出してギャンブル依存症の低蔓延率を達成した地域と評価される。その背景として、法制度整備を基盤に、産官学のネットワークが統合的対策を講じてきたことが特徴とされる。具体的な対策内容については後述するが、学校教育への予防教育組み込み、24時間相談ホットライン設置、カジノ従業員への入場規制など、多層的アプローチの重要性が先行研究・報告書で繰り返し強調されている。

一方日本に関する研究では、ギャンブル依存の大半が公営競技やパチンコ・パチスロによるものでカジノは未整備という特殊事情があった。厚生労働省研究班(2017)によれば生涯でギャンブル問題を抱えた疑いのある者は0.8%との報告もあるが、別推計では男性の約9%がパチンコ依存状態との極端な値も示され社会に衝撃を与えた。このばらつきは調査手法の差異によるものだが、いずれにせよ日本におけるギャンブル問題の潜在的規模は無視できない水準といえる。また、金銭的問題のみならず家族の生活困窮や犯罪事件(横領や窃盗等)の背景要因として依存症が関与するケースも多く、包括的対策の必要性が指摘されてきた。しかし、日本では長らく法的枠組みがなく対策は民間自助グループや医療機関による部分的対応に留まっていた。2018年の基本法成立以降ようやく国を挙げた対策が本格化しつつあり、自治体レベルでも啓発や相談体制整備が始まっている。こうした中で先行するマカオ等の知見を参照し、科学的根拠に基づく政策立案を行うことが日本の学术界・政策担当者にとって急務となっている。

## 2. マカオの事例研究

本研究ではマカオにおけるギャンブル依存症対策の具体的取り組みを、(1)法制度、(2)家族支援・心理ケア、(3)教育・予防活動、(4)民間機関との連携の観点から整理する。マカオでは行政当局(社会工作局)を中心に、政府資金による委託先NGOや民間の自発的活動、カジノ事業者の協力が一体となって対策が展開されている点が特徴である。それぞれの要素に

ついて、現地ヒアリングで得られた知見と統計データを交えつつ考察する。

## 2.1 法制度によるギャンブル環境の規律（政府社会工局—志毅軒、職工之家）

マカオ政府は法制度の整備によってギャンブル環境の規律化を図り、依存症の一次予防から事後対策までを包括的に担保している。「娯楽場への入場及びそこでの就労条件に関する法律」（法第10/2012号）では、21歳未満の者や特定の公務員（第二条）、カジノ従事者の勤務時間外によるカジノへの入場禁止（第二条、第四条）、自己排除および第三者排除制度の法的根拠（第六条）が規定されている。

（1）カジノ入場規制では、カジノ入場年齢を18歳から21歳へ引き上げ、若年層のカジノ参加を法的に禁止した。この年齢制限の強化は大学進学率の向上や若年層の労働市場への安定参入にも寄与し、若者の人生機会を守る措置となった。さらに公務員については旧正月3日間のみ入場可とする厳格な制限が設けられ、公的倫理の維持が図られている。

（2）また、カジノ従業員による賭博行為の禁止も重要な制度である。マカオでは労働人口約30万人中7万人以上がカジノ関連業務に従事しており、従業員自身のギャンブル問題が産業内部の不祥事につながる懸念があった。これを受け2012年に法律第10/2012号（娯楽場への入場・場内就労・賭博の条件）を制定し、カジノ従業員は就労時間外に他のカジノへ入場・賭博をしてはならないと規定した。この規制は2018年改正で更に強化され、従業員の余暇時間におけるカジノ立入禁止条項が追加されて2019年12月27日から施行された。例外として旧正月（春節）の初一から初三のみ入場を認めるが、それ以外は厳格に禁止される。この従業員賭博禁止の遵守状況について、現地関係者によれば施行後大多数の従業員は規制を守っており、従業員のギャンブル障害有病率は現在1%未満と推定されている。従業員が規制に違反しやすいケースとして、「①元々依存傾向が強い者、②副業的に他カジノへ客を斡旋してチップを得る者、③親族友人の付き添いで入場する者——の三類型が報告されているが、発見次第カジノ監察当局へ通報され罰金等の処分が科される仕組みである。なお違反抑止の主目的は処罰ではなく予防啓発による遵守促進にあり、事業者側も従業員教育を通じ違反防止に努めている」と職工之家へのインタビューから知見を得た。



写真1 カジノ入場禁止ポスター

（注）マカオ特別行政区政府博彩監察協調局より引用

(3) 自己排除制度も法制度上の重要な柱である。マカオでは本人申請によるカジノ自己排除制度に加え、家族など第三者が申請を促す形式の自己排除を整備している。具体的には、ギャンブル問題を抱える本人が自らカジノ監察協調局(DICJ)に申請・署名することで6か月～24か月間すべてのカジノ施設への入場が禁止される。第三者申請の場合も最終的に本人の署名確認が必須であり、強制ではなく本人の同意に基づく点が制度上担保されている。

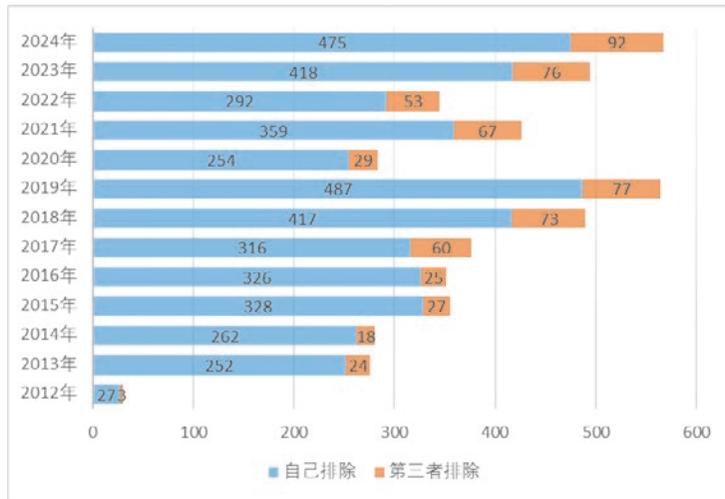


図2 「自己排除」・「第三者排除」申請の推移

(注) マカオ特別行政区政府博彩監察協調局隔離申請統計より筆者作成

図2「自己排除」・「第三者排除」申請の推移に示した通り、2013年では本制度の利用者合計276人であり、2024年では567人と倍増したことが分かった。この仕組みにより、家族が多重債務を肩代わりする際などに本人に申請を促し、ギャンブルから一定期間隔離することが可能となっている。違反した場合、本人には罰金または禁錮刑、さらに事業者側が自己排除者の入場を許した場合50万パタカの罰金が科される規定で、業界にも協力を義務付ける。



写真2 「自己排除」・「第三者排除」申請

(注) マカオ特別行政区政府博彩監察協調局より引用

(4) さらにマカオは最新のカジノ法改正（2022年）において、責任あるギャンブル政策の推進計画を条文化し、行政・産業・地域が連動してRGを実施する体制を明確化した。同時に「RG実施指標（Indicators）」制度が導入され、政府が策定した客観的基準に基づきカジノ事業者や関連機関のRG活動を定期評価する仕組みも整備された。この制度では産官学（社会工局、カジノ監察協調局、教育青年発展局、マカオ大学博彩研究所、マカオ理工大学等）の協働組織が評価を実施し、達成度90%以上の組織を「責任あるゲーミング実施模範単位」に認定して表彰するなど、インセンティブ付けによる質向上が図られている。

以上のように、マカオでは法律・規制を通じたハード面の環境整備が極めて包括的であり、年齢・職業・自己排除といった観点から多層的にギャンブル参加のハードルを設けることで「リスクの高い人を遠ざけ、若年層を巻き込まない」環境を実現している。これはカジノ解禁を控える日本にとって示唆に富むアプローチである。

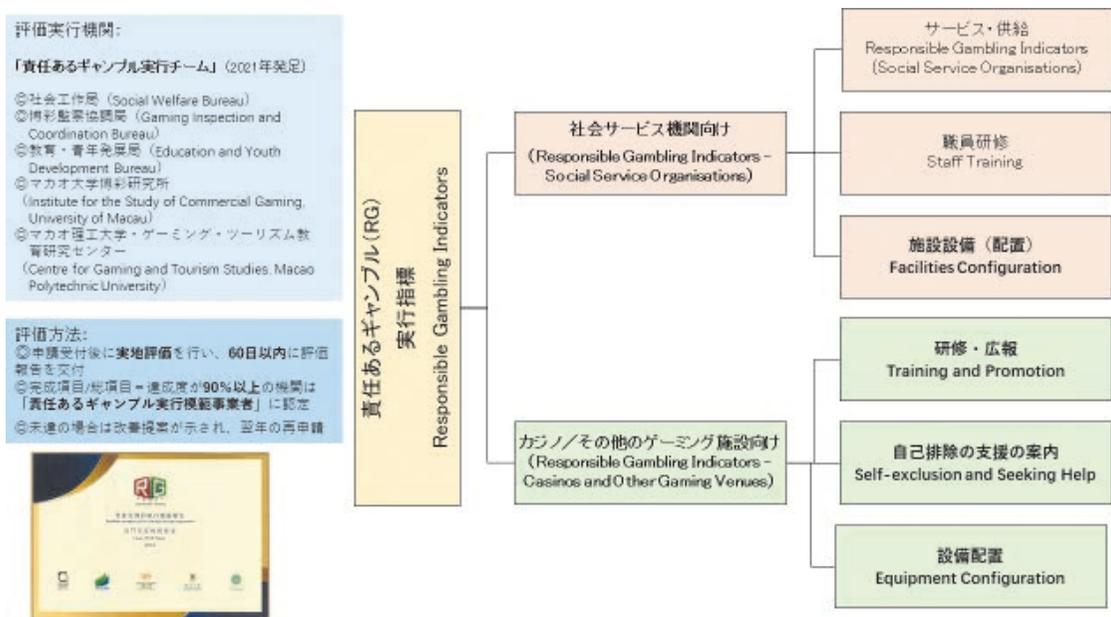


図3 RG評価機関と実行指標（Indicators）

(注) マカオ特別行政区政府博彩監察協調局HPより筆者が整理・作成

## 2.2 家族支援と心理ケア（逸安社・職工之家）

ギャンブル依存症は当事者のみならずその家族にも深刻な影響を及ぼす。マカオの対策では家族単位での支援と、依存当事者のメンタルヘルスケアを重視している点が特徴である。社会工局の基本的サービス方針にも、「ギャンブル問題の影響を受ける個人と家族を支援」することが真っ先に掲げられている。具体策の一つは家族向け相談・プログラムの充実である。例えばマカオ唯一のカジノ従業員専門センター「職工之家」では、24時間交替勤務で家庭生活

に負担が及ぶ従業員家庭を支えるため、家族を巻き込んだ行事や活動を開催し家庭の良好な雰囲気作りを支援している。夜間勤務が多いカジノ産業では家庭崩壊や疎外が問題となりやすいため、センターが仲立ちして家族交流イベント等を提供することで従業員と家族の絆を保つ取り組みである。

また、依存症者の家族は時に当人のギャンブル就業自体に反対することもあるため、「職工之家」ではカジノ従業員も前向きに生活目標を実現できる存在であることを広く伝える広報も重視している。これは産業へのスティグマを和らげ、家族の理解を得ることで間接的に従業員の心理的安定を図る狙いがある。

「職工之家」でのインタビュー調査に基づき、主な内容を図4のように整理する。

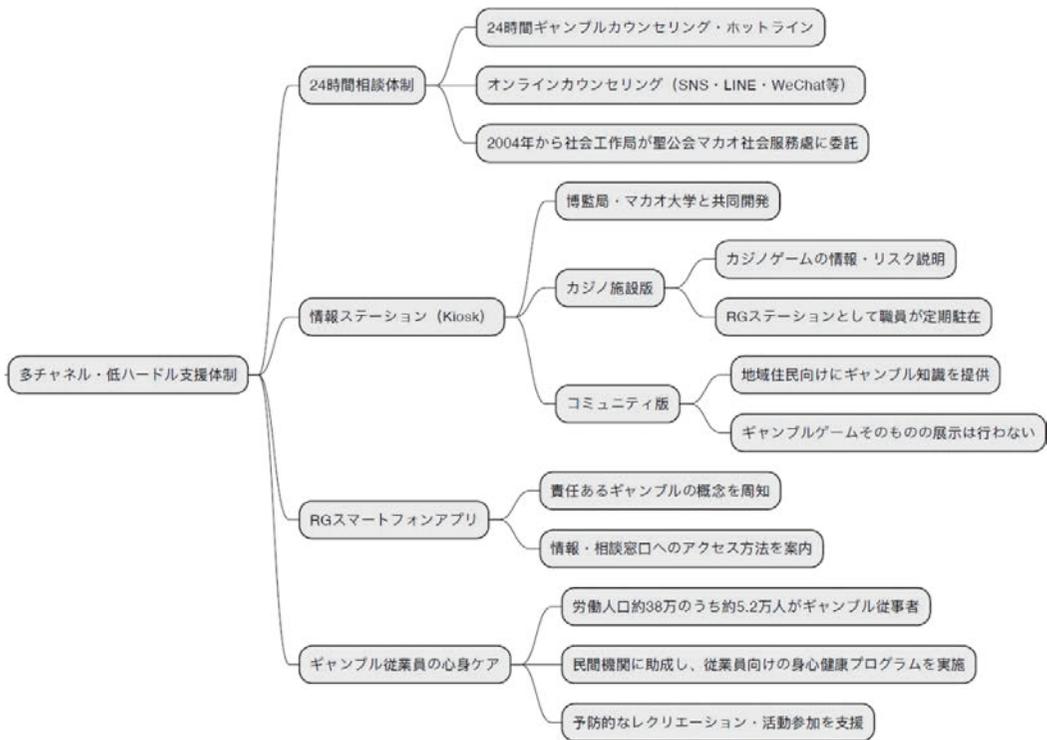


図4 「職工之家」における「多チャネル・低ハードル支援体制」

(注)「職工之家」でのインタビュー調査結果より筆者作成 (2025年9月25日)

逸安社など民間相談機関では債務問題への対処支援も行っており、必要に応じて返済計画の助言や専門家紹介を提供している。マカオには香港のような個人破産制度がないため巨額債務は原則返済義務が残るが、その中でも家計再建を支援する取り組みである。金銭問題のケアは家族全体の生活再建に不可欠であり、行政と民間が連携し金融カウンセリングを含む包括的支援を提供している点は注目に値する。

心理面での治療・リハビリテーションについても、マカオは高度な専門体制を構築している。多くの相談機関ではDSM-5の診断基準に基づき依存症の重症度評価（軽度・中等度・重

度)を行い、状態に応じて介入を設計する。相談やカウンセリングサービスそのものは原則無料で提供されており、必要に応じて医療機関へのリファー(紹介)も積極的に行われる。公立病院での治療も無料で受けられるため費用面のハードルは低く、早期受診につながりやすい環境にある。医療とソーシャルワークが連携したこの体制は、日本で課題とされる「治療につながるまでの障壁」を下げる有効なモデルといえる。

「逸安社」でのインタビュー調査に基づき、主な内容を図5のように整理する。

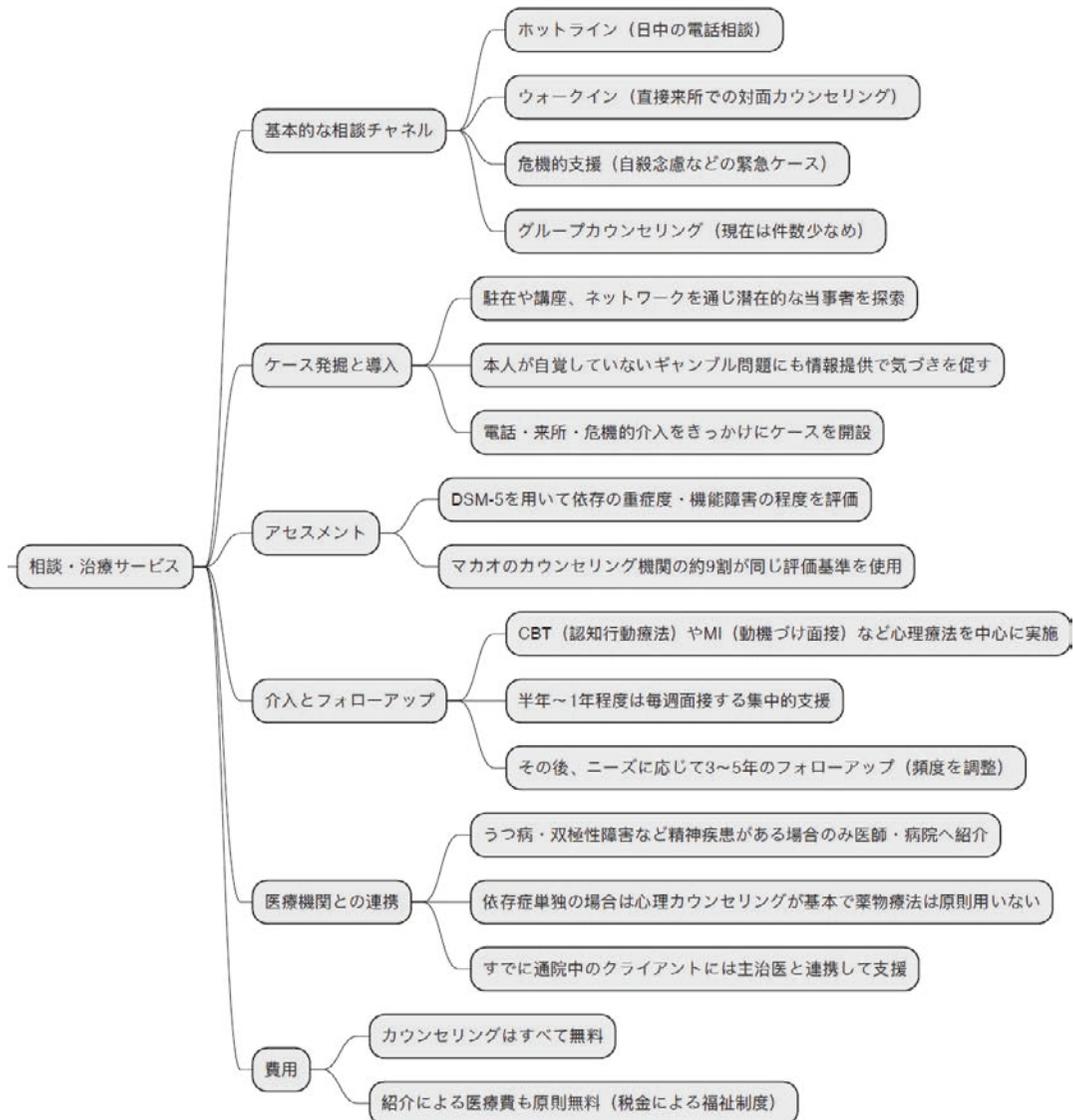


図5 「逸安社」の主な相談・治療サービス内容

(注) 逸安社でのインタビュー調査結果より筆者作成(2025年9月26日)

支援人材の専門性にもマカオは配慮している。逸安社では相談員に心理学専攻の学士またはソーシャルワーカー資格を求め、加えて政府提供の77時間トレーニング修了を条件に心理相

談を任せるなど厳格な基準を設ける。さらにカナダ認定ギャンブルカウンセラー資格(Certified Gambling Counselor, CGC)の取得を推奨・支援し、専門知識を持つ人材育成に努めている。実際、マカオでギャンブル相談に従事するには事実上CGCが必須とされ、同講座認定の提供機関は逸安社が担っている。このように人材面でも専門性を高める投資が続けられている。以上、家族支援と心理ケアに関してマカオの事例は、家族ぐるみの支援体制整備、無料相談・治療の公的保証、専門人材育成による質確保が三位一体となり機能している点で示唆に富む。

### 2.3 教育・予防活動（逸安社・志毅軒・マカオ理工大学）

ギャンブル依存症対策において予防教育は長期的に最も重要な施策である。マカオでは学校・地域・職場・メディアを通じた多層的な啓発活動が展開されている。その根幹となるのが学校教育への組み込みで、マカオ政府は小中学校の德育・公民教育課程にギャンブル問題の予防教育を法制化している。健全な金銭観や価値観を育成する狙いで、「財務管理促進計画」と称した金融リテラシー教育プログラムが民間団体と協働で小中学生向けに提供されている。これにより子どもの頃からギャンブルのリスクを正しく理解し、将来的な依存症発症を防ぐ素地を養っている。また高等教育機関（大学）でも依存症予防の講演会や啓発イベントが開催され、学生の知識向上と社会的責任感醸成が図られている。以上の学校・大学における啓発は、「ギャンブルは身近に存在しうる危険なもの」という意識を若年層に植え付ける一次予防として機能している。

「志毅軒」でのインタビュー調査に基づき、主な内容を図6のように整理する。

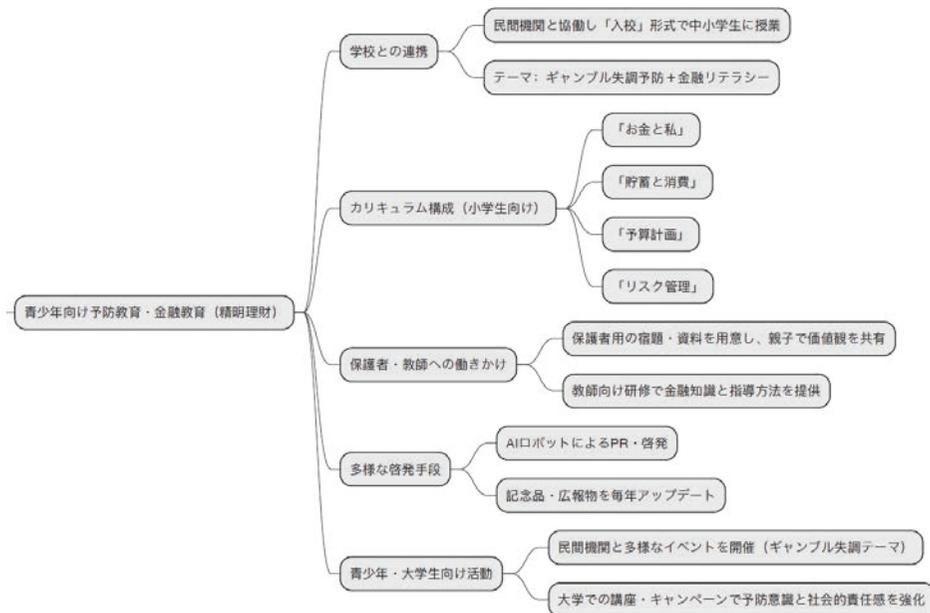


図6 「志毅軒」における「青少年向け予防教育・金融教育」活動内容

(注)「志毅軒」でのインタビュー調査結果より筆者作成（2025年9月26日）

地域社会における啓発も重視されている。先述のとおりマカオ政府は毎年責任あるギャンブル推進キャンペーン（RG）を開催し、テーマ設定のもと大衆へのメッセージ発信を行っている。2022年のキャンペーンテーマは「自制を失えば、家族も失う」であり、依存症で家族を失ったケースを伝えることで家族の協力と節度の重要性を訴えた。キャンペーンには社会工務局をはじめ規制当局（DICJ）、大学研究所、NGO、カジノ企業など多様な主体が参加し、展示会・セミナー・コンペ等インタラクティブな手法で一般市民や観光客にRGの理解を促している。特にカジノ来訪者への注意喚起として、出入境ゲートに大型看板を設置したり、フェリー・バス内のデジタルサイネージにRG広告を掲出するといった取り組みも行われている。さらにカジノ施設内とコミュニティ内に「責任あるギャンブル情報キオスク」を設置し、誰でもタッチパネルで多言語のRG情報や支援先案内を得られるようにしている。キオスク設置数・カバー率は世界最高水準とされ、来訪客・住民が容易にリスク自己診断や相談先情報を入力できる環境を作っている。

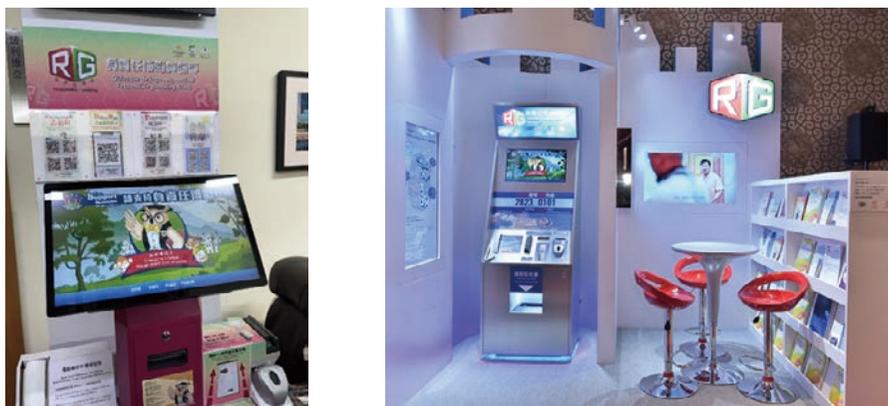


写真3 責任あるギャンブル（RG）キオスク

（注）左：RG資訊亭 筆者撮影（2025年9月25日撮影） 右：「RG Kiosk大使」が駐在する資訊站DICJのHP引用

相談支援へのアクセス向上も予防活動の一環である。マカオ社会工務局は2014年に民間機関へ委託して「24時間ギャンブル相談ホットライン」およびオンライン相談サービスを開始した。カジノが24時間営業であることに対応し、深夜帯でも専門家による電話・オンラインカウンセリングや感情面のサポートが即時に受けられるようになっている。これは世界的にも先進的な試みであり、日本を含め他地域の多くは夜間対応に限られる中、マカオでは真夜中でも助けを求められる体制が整っている点は特筆に値する。また近年はモバイルアプリ「RG 点点通」が開発され、一般市民向けにゲーム感覚で責任あるギャンブル知識を学べるほか、保護者向けに家庭でできる予防教育リソースも提供している。必要時には即座に相談窓口にアクセスできる機能もあり、若者世代にもリーチするツールとして活用されている。



写真4 24時間ホットラインとモバイルアプリ「RG点点通」

(注) マカオ特別行政区政府博彩監察協調局より引用

職場における研修・啓発も重要である。マカオ政府はカジノ産業従事者に対し、1～2年ごとの責任あるギャンブル研修受講を義務付けており、業界ぐるみで従業員教育を徹底している。職工之家は特にカジノ上級管理職向けのRG研修を受託しており、管理職が部下の問題を早期発見・対処できるような内容を教えているという。さらに逸安社ではソーシャルワーカーが定期的にカジノ企業の社員食堂等に赴き、従業員にRG指導や個別相談を行うアウトリーチも実践している。この試みは週2回の頻度で行われ、従業員が相談につながる動機づけを高める効果があると評価されている。研修で知識を付与するだけでなく、現場に出向いて「困ったときは助けを求めて良い」という心理的安全を醸成する支援である。以上の教育・予防策の積み重ねにより、マカオでは成人のギャンブル参加率および問題賭博率が一貫して低下傾向を示しており、これは予防施策が相応の効果を上げていることを示唆する。

## 2.4 民間機関との連携と役割

マカオのギャンブル依存症対策のもう一つの鍵は、官民の役割分担と協働体制である。行政が全てを直接担うのではなく、政府資金によるNGO委託や民間発の支援組織の活動を組み合わせることで、きめ細かなサービス提供と社会全体での問題意識向上を両立している。

まず、公的資金とNGOの連携例として「職工之家」が挙げられる。同施設は2012年に政府の要請と資金提供により設立され、運営は民間NGOが担当するというハイブリッドな形態をとっている。急成長期にカジノ業界内の依存問題が顕在化した際、政府は民間の柔軟性を活かした支援センターの必要性を認識し、職工之家のような産業特化型NGOによる対応の場を創出した。これにより公的資金で安定運営を図りつつ、現場に精通したNGOスタッフのノウハウで従業員に寄り添った支援が可能となっている。

次に民間主導型の支援機関として「逸安社」の存在が重要である。逸安社（逸安責任ある

ギャンブル・カウンセリングセンター)は2006年に設立された非営利組織で、立法会議員、主要カジノ企業13社、一般市民の寄付によって資金運営されており、政府からの直接支援を受けていない点が特徴である。カジノ企業のうち資金提供を行っている企業には定期的にソーシャルワーカーを派遣し従業員支援を提供するというwin-winの関係を築いており、企業側も自社従業員の福祉向上とリスク低減に寄与することで間接的に経営健全化につなげている。民間資金による独立性を保ちつつ業界と協働するこのモデルは、日本における企業のCSR的取り組みや寄付文化の醸成という観点からも示唆を与える。

行政と民間のネットワークも盤石である。マカオ政府内には「責任あるゲーミング作業委員会」が設置され、社会工務局(福祉)、博彩監察協調局(規制当局)、教育局、警察、そして大学研究機関(マカオ大学・マカオ理工大学)やカジノ事業者代表まで含めた多機関連携で政策推進が図られている。社会工務局は民間団体への活動助成を行い、前述の学校金融教育や青少年向け予防活動は継続的な官民協働事業として実施されている。またDICJ(規制当局)は地元NGOによる中国本土でのRGセミナー開催を後援するなど、マカオ域内に留まらず出先の中国人観光客対策にも民間の知見を活用している。

マカオ大学には博彩研究所(ISCG)があり、政府の依頼で定期的な実態調査や政策提言を行ってきた。そのトップであるDavis Fong教授自身が立法会議員を務め政策決定に関与するなど、科学的エビデンスが政策に直結する仕組みが築かれている点は特筆される。またマカオ理工大学もRG実施指標の策定委員会に参加し、依存症対策のモニタリング評価に貢献している。教育機関はさらに人材育成面でも協力しており、社会工務局と連携してギャンブル相談員資格課程や責任あるギャンブル指導員資格課程を開講し、前述のCGC資格とは別に地域独自の専門資格制度を運用している。2022年にはこれら専門コースを通じて145名の研修生が修了証を得たと報告されており、これは行政・学術機関・民間が一体となり人的資本の底上げを図った成果といえる(図7)。

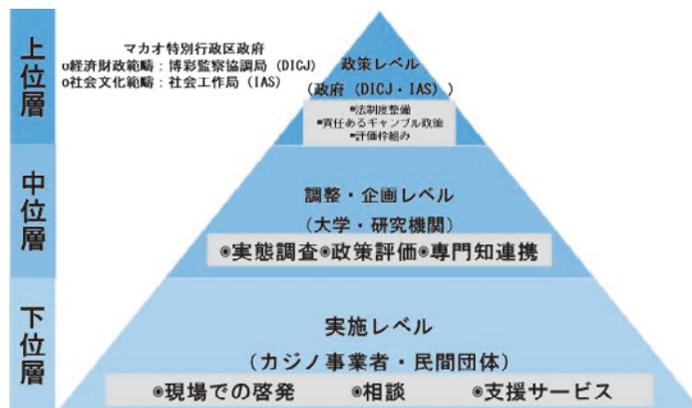


図7 マカオにおけるギャンブル等依存症対策の実施体制(概念図)

(注) 筆者作成

最後にカジノ事業者自身の取り組みについて、現在マカオの6大カジノコンセッション（営業権保有企業）は、それぞれ社内にRG委員会や研修プログラムを持ち、従業員研修や顧客啓発ポスター掲示、パンフレット配布など自主的活動を行っている。2019年以降は前述のRGキャンペーンに全事業者が参画し、自社の年間RG計画を公表するようになった。Fong教授によれば、従来各社バラバラに内部研修中心の活動であったものが、近年は顧客・従業員・家族・地域を巻き込んだ創造的な施策へと変化しているとされる。例えば、あるカジノ会社は従業員家族を招いたRG説明会を開催し、別の会社は来場客向けにインタラクティブなゲーム形式の啓発イベントを実施するなど、互いに競い合うように工夫を凝らしているという。行政の主導と評価制度に加え、このような業界内での自主的努力と相互学習が進んでいる点も、マカオの対策を強靱なものにしている。

### 3. 日本への示唆

以上分析してきたマカオの事例から、日本のギャンブル等依存症対策、とりわけ今後開業するIRに関連した政策への示唆を考察する。

第一に、法制度設計の観点から、日本でも年齢制限や自己排除制度の一層の強化が求められる。カジノ入場回数制限や入場料徴収に加え、入場年齢を20歳から21歳へと引き上げることで、大学生を中心とする若年層をギャンブル環境から隔離し得ることができる。また、公務員や特定職種の入場制限、カジノ従業員の勤務時間外賭博禁止など、倫理確保と産業の健全性維持を両立させる措置も検討すべきである。さらに、自己・家族申告型にとどまらず、第三者の働きかけを伴う自己排除制度を法律に位置づけ、違反時の罰則や事業者責任を明確化することにより、制度の実効性向上が期待される。加えて、RG（責任あるギャンブル）推進をIR事業者の法的責務として明記し、第三者による評価・格付け制度を導入することで、事業者間の自律的な改善競争を促すことができるだろう。

第二に、教育・予防の観点から、学校教育および地域社会での体系的な啓発が不可欠である。日本では依存症全般への言及はあるものの、ギャンブル問題を金融リテラシーや倫理教育と結びつけて扱う取り組みは限定的である。18歳成人化とオンラインカジノの浸透を踏まえれば、高校・大学段階でのカリキュラム整備や予防イベントの実施、国・自治体・大学・当事者団体の連携による継続的な啓発が急務である。また、24時間対応の相談窓口やSNS・チャット相談、セルフチェックアプリ等のICT活用を進め、深夜帯を含む相談アクセスを拡充する必要がある。観光客向けには、空港・駅・IR周辺で多言語のRGメッセージを掲示し、責任あるギャンブル行動を国際的に訴求することが望ましい。

第三に、支援体制と人材育成の強化が求められる。日本では自立支援医療の適用拡大により治療費負担の軽減が進みつつあるが、依然としてアクセス面の格差は大きい。マカオのように無料相談と医療連携を組み合わせた支援モデルを参考に、地域の民間機関への委託や家族支援

プログラムの充実を図るべきである。あわせて、「ギャンブル等依存症専門相談員」養成講習の高度化や国際資格との接続を通じて専門職のキャリアパスを整備し、症例検討会や継続研修を制度化することが重要である。さらに、パチンコ店や競馬場周辺でのアウトリーチ活動を試し、潜在的な問題ギャンブラーの早期発見と専門支援への橋渡しを進める必要がある。

第四に、官民協働とエビデンスに基づく政策形成の枠組み整備が課題となる。厚生労働省、警察庁、観光庁、カジノ管理委員会、地方自治体、IR事業者、支援団体、研究者等を包括する「責任あるギャンブル推進会議（仮称）」を設け、実態調査結果と現場の知見を共有するプラットフォームを構築することが有用である。また、IR立地自治体に基金を創設し、事業者からの拠出金を地域の依存症対策NPOや研究機関に配分する仕組みは、マカオにおける産官学・市民連携モデルを日本の文脈に応用する方策の一つといえよう。さらに、国立精神・神経医療研究センターや大学等との共同研究や全国実態調査を制度化し、エビデンスに基づく継続的な政策評価・見直しを行うことが不可欠である。

最後に、ギャンブル環境の適正化と経済政策の連動も今後の重要課題である。マカオが「一極集中型」カジノ経済から多元的産業構造へと転換を図りつつあるように、日本でもIR推進と同時に、パチンコ店の立地や広告規制、違法オンライン賭博への対策など、地域全体の賭博環境を俯瞰した調整が求められる。オンラインカジノや違法サイトへのアクセス遮断を含む包括的な議論を進めることにより、IRの開業が依存症リスクの顕在化に直結しない制度設計を模索する必要がある。

#### 4. 結論

本研究では、マカオにおけるギャンブル依存症対策の事例を法制度、家族支援、教育・予防、官民連携の観点から詳細に検討し、その日本への示唆を考察した。マカオの事例は、「法による規制」と「多機関連携による支援・教育」を両輪とする包括戦略が、ギャンブル依存症の蔓延を効果的に抑制し得ることを示している。世界有数のカジノ都市でありながら、マカオがギャンブル障害有病率0.5%以下という低水準を達成したと報告されている背景には、10年以上にわたる地道な対策の積み重ねと、行政・業界・市民がそれぞれの立場で責任を果たす社会的合意があった。日本においても、カジノ解禁に伴う新たなリスクに対応するため、マカオの先行事例から学べる教訓は多い。具体的には、年齢制限や自己排除の法的整備、学校教育への予防啓発導入、24時間相談体制の確保、民間団体との協働ネットワーク構築、そして事業者に対する明確な責任付与と評価制度などである。こうした多面的施策を日本の実情に合わせて実装することで、依存症問題の深刻化を未然に防ぎ、健全な娯楽産業育成と公衆衛生の維持を両立させることが可能となる。本稿で提言した方策が、日本におけるギャンブル等依存症対策の充実に寄与し、将来的に「観光・文化・福祉・教育が統合する持続可能な社会モデル」へと発展していく一助となることを期待している。

## 【謝辞】

本研究は、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局より受託した「国外におけるギャンブル等依存症対策の実態調査（令和7年度）」（マカオエリア）の成果の一部である。なお、本稿における記述および見解は著者らのものであり、必ずしも内閣官房等の公式見解を反映するものではない。

## 【注】

1 所属「ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社」海外制度・政策調査グループ

## 【参考文献】

- マカオ新聞「マカオでギャンブル依存の予防と治療に関する学術フォーラム開催」2025年10月10日  
配信（Yahoo! ニュース掲載記事）  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/9d7f23ba2d8c1b66ad81bc18f41d827a2fc225b2>（2025年10月25日閲覧）
- マカオ新聞「マカオの競馬、約40年の歴史に幕」ほか競馬事業終了に関する一連の記事  
<https://www.macaushimbun.com/archives/57190>（2025年10月25日閲覧）
- マカオ特別行政区政府「責任あるギャンブル工作報告」（2009～2013年）  
[https://www.dicj.gov.mo/web/files/responsible/Report%20on%20RG%202009-2013\\_Cn.pdf](https://www.dicj.gov.mo/web/files/responsible/Report%20on%20RG%202009-2013_Cn.pdf)（2025年10月20日閲覧）
- マカオ特別行政区政府「責任あるギャンブル工作報告」（2020～2022年）  
<https://www.dicj.gov.mo/web/files/responsible/RGR2020-2022.pdf>（2025年10月20日閲覧）
- マカオ特別行政区政府統計・センサス局「2024年ゲーミング業調査」結果公表に関する報道  
于航（2021）「統合型リゾート（IR）に係るSR観点からの考察—マカオにおける統合リゾート（IR）  
開発の社会的影響を例として」城西国際大学紀要 29(6) 45-60
- 于航（2020）「マカオにおける統合型リゾート（IR）開発の影響についての考察」『日本観光研究学会  
全国大会学術論文集 Proceedings of JITR annual conference 35』261-265
- マカオ特別行政区政府博彩監察協調局「自我隔離」及び「由第三者提出隔離」申請  
<https://www.dicj.gov.mo/web/cn/responsible/isolation/isolation.html#1>（2025年10月15日閲覧）
- マカオ特別行政区政府博彩監察協調局「隔離申請統計」  
[https://www.dicj.gov.mo/web/cn/responsible/performance\\_pledge\\_stat.html](https://www.dicj.gov.mo/web/cn/responsible/performance_pledge_stat.html)（2025年10月15日閲覧）
- Macau Special Administrative Region, Official Gazette, Law No.16/2001 and Law No.7/2022 on the Legal Framework for the Operations of Casino Games of Fortune.
- Macau Special Administrative Region, Official Gazette, Law No.10/2012 on the Conditions of Entry, Work and

Prohibition in Casinos.

Macau Special Administrative Region, Official Gazette, Law No.20/2024 on Illegal Gambling Crimes.

University of Macau & Social Welfare Bureau (IAS), Adult Gambling Participation and Disorder Survey, 2022.

IAS, Central Registration System for Gambling Disorder Cases, Annual Report.

Luo, Q. "Beyond the Tables: Measuring the Impact of Non-Gaming Investments in Macau." MDPI, 2025.

# Policy Design for Gambling Disorder Countermeasures in Japan's Integrated Resorts: Lessons from Macau's Responsible Gambling (RG) Framework

Hang Yu, Takeshi Sakai, Shuji Hirasawa

## Abstract

This study analyzes Macau's measures against gambling addiction—the world's largest casino cluster—based on interviews with key organizations, including the Social Welfare Bureau's Zhi Ji Hin (Problem Gambling Prevention and Treatment Division), the Gaming Employees Home, Ieng On Centre, and Macao Polytechnic University, together with a review of prior research, in order to derive implications for Japan. In Macau, (1) legal regulations such as raising the minimum age for casino entry, prohibiting casino employees from gambling, and self-exclusion schemes initiated either by gamblers themselves or at the request of third parties; (2) an advanced counselling system combining free services for individuals and families, close cooperation with medical institutions, and professionally accredited counsellors; (3) preventive education through financial literacy programs in schools and awareness-raising activities at universities, in local communities, and in workplaces, supported by low-threshold access to help via 24-hour hotlines, mobile applications, and responsible-gambling information kiosks; and (4) a government-funded commissioning system for NGOs embedded in a broader industry–government–academia–civil society network operate in an integrated manner. Alongside the advancement of these measures, both the gambling participation rate and the prevalence of gambling disorder among residents show a long-term downward trend (causal identification remains a topic for future research). For Japan, the findings highlight the importance of designing policies that take the entire gambling environment, including integrated resorts (IRs), into account: strengthening age- and occupation-based regulations and the effectiveness of self-exclusion schemes, systematically incorporating gambling-addiction prevention into school education, expanding 24-hour consultation and outreach services, and establishing permanent frameworks for collaboration among civil-society organizations, industry, and research institutions.

**Keywords:** Responsible Gambling (RG), gambling addiction, self-exclusion scheme, kiosk, Macau